令和5年 第4回

農業委員会総会議事録

令和5年4月21日(金) 開催

多摩市農業委員会

令和5年4月21日(金)午後2時、市役所第一委員会室で、令和5年第4回多摩市農業委員会総会が 開催された。

参加委員は次のとおりであった。

1番 萩原弘委員、 2番 柚木実委員、 3番 萩原重治委員、 5番 新倉降委員、 6番 大松誠二委員、 7番 增田保治委員、 8番 伊藤忠男委員、 10番 澤登早苗委員、 11番 増田実生委員、 13番 小暮和幸委員、 14番 青木幸子委員 12番 武内好惠委員、

15番 小島豊委員

出席した事務局職員は次のとおりであった。

事務局長 渡邊哲也、農地係長 沖迫達矢、書記 小形達也

午後2時に総会を開会した。

事務局長(渡邊) 定刻となりましたので、只今より、令和5年第4回多摩市農業委員会総会を開 会いたします。

> 本日の出席委員は13名であります。多摩市農業委員会会議規則第6条の規 定による過半数を満たしており、本総会が成立することを報告いたします。

> それでは、会議規則第4条の規定により、これより、議事の進行は、会長にお願 いいたします。

これより会議を開きます、本日の議事日程は 会長(小暮)

日程第1 第7号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第2 第8号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第3 第9号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き 行っている旨の証明書の交付について

であります。

議事に入る前に、多摩市農業委員会 会議規則 第13条 第2項の規定によ 会長(小暮) り、議事録署名委員を2名、指名することになります。

指名は、議長によるものとし、本日の議事録署名委員は、7番 増田保治委員、 8番 伊藤忠男委員 を指名いたします。

よろしくお願いします。

それでは議事に入ります。 会長(小暮)

> 日程第1 第7号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを 上程します。

事務局に朗読と説明を求めます。

書記(小形) 日程第1 第7号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

(和田・落合地区 各1件)を、電子音声により朗読し、説明した。

会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。

本件に関して、質疑はございませんか?

質疑なし

会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りいたします。 会長(小暮)

本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の表示あり

「異議なし」と認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しまし た。

会長(小暮) 次に

日程第2 第8号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを 上程します。

事務局に朗読と説明を求めます。

書記(小形) 日程第2 第8号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(連光寺地区 1件)を、電子音声により朗読し、説明した。

会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。

本件に関して、質疑はございませんか?

職務代理(萩原重治) 譲受人の名前の読み方が違っておりますで、訂正を求めます。

農政係長(沖迫) 失礼いたしました。訂正させていただきます。

会長(小暮) 他に質疑はございませんか?

質疑なし

会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。

本件に関して、質疑はございませんか?

質疑なし

会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

会長(小暮) お諮りいたします。

本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の表示あり

「異議なし」と認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。

会長(小暮) 次に

日程第3 第9号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付についてを上程します。

事務局に朗読と説明を求めます。

書記(小形) 日程第3 第9号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行

っている旨の証明書の交付について(乞田地区 1件、南野地区 2件)を、電子音

声により朗読し、説明した。

会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。

本件に関して、質疑はございませんか?

委員(柚木) 乞田地区の一部の農地についてですが、引き続き農業経営を行っている期間

と、このあと協議会で審議される買取申出事案の届出日が重なっているようです

が、日にちの整合性に問題はないのでしょうか?

委員(伊藤) 農地調査時に話題になった農地です。隣にコンビニエンスストアがあり、そこの

駐車場に組み込むという話を聞いています。

農政係長(沖迫) ひとつの農地としては疑義があったところですが、その他の農地を含めて全体

を見た場合、耕作をしている旨の判断がなされている農地であります。

会長(小暮) 誤解があるといけませんので補足しますが、筆ごとに農地として可か不可かは

厳しく判断しなければいけないことは大前提であります。この筆については買取申出をしているということで、生産緑地を外すことになり、駐車場にするか何にするかのいかんを問わず、相続税の納税猶予は確定してしまいますので、相続税を

金利分含めて支払うということであります。

委員(柚木) 納税猶予は農地全体ではないのですか? 筆ごとで解除可能なのでしょうか。

会長(小暮) 全体ではなく、筆ごとの解除になります。全体面積の20%を超えるとすべてが

確定してしまうというのはありますが、場合により20%を超えていても制度が存

続されるケースがあるとも聞いております。

職務代理(萩原重治) いくつか筆がありますが、地続きの筆であっても地番が離れているものが見受

けられますが、こういう筆の並びなのですか?

会長(小暮) 区画整理を行っているため、地番を寄せて整理している可能性があると思いま

す。

職務代理(萩原重治) 合筆をしていないということですか。

会長(小暮) 区画整理によって、あてられた町名地番を、そのまま引き継いでいるものと思

われます。

職務代理(萩原重治) わかりました。

委員(柚木) 相続税納税猶予の証明書は税務署に提出するもので、その内容は全体の農地

にかかる猶予額が記載されていることから、筆ごとの確定というものが認識しづ

らいというところがあります。

会長(小暮) 税務署書類も、各筆の合計を記載していることから、わかりづらい面はあろう

かと思われます。各筆にそれぞれ猶予額と利子税がかかってきているということ

であります。

事務局長(渡邊) 引き続き農業経営を行っている期間は、農地調査を基に、通常届出日までを記

載して証明しております。片や買取申出については、これからその行為を行うため の準備行為であるため、その届出日について整合性がないということには当たら

ないものと考えております。

会長(小暮) ほかに質疑はございませんか?

質疑なし

会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。

本件に関して、質疑はございませんか?

質疑なし

会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

会長(小暮) お諮りいたします。

本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の表示あり

「異議なし」と認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しまし

た。

会長(小暮) 以上をもって、本日の議事日程は、すべて終了しました。

よって、会議を閉じます。

終了(午後2時25分)